

障害福祉サービスの質の向上について

障害福祉サービス等により事故が発生した場合の
京都市、市町村等への報告について

平成26年4月30日
京都市健康福祉部、
介護・地域福祉課

障害福祉サービス等を提供する事業所等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都市条例第32号）等により、利用者に対する障害福祉サービス等の提供により事故が発生した場合には、京都市等に報告を行うこととしておりますが、その取扱いについて、下記のとおり整理しましたのでお知らせいたします。

なお、市町村（支給決定権者）において、既に定めている報告様式がある場合には、既存の報告様式を使用して差し支えありませんが、京都市にも漏れなく報告いただきますようお願いいたします。

また、感染症や食中毒に関する報告については、引き続き所管保健所の指示に従い、別途報告が必要ですので申し添えます。

記

- 1 対象事業所（以下「事業所」という。）
指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業所
指定特定相談支援事業所
指定障害児通所支援事業所
指定障害児入所施設
指定障害児相談支援事業所
地域活動支援センター
福祉ホーム

※ 移動支援等、市町村が実施する地域生活支援事業については、本府への報告は必要ありませんが、各市町村への報告は必要です。

2 報告すべき事故の範囲

- (1) 事故の種類
ア 利用者の死亡
（ア） サービスの提供により利用者死亡した場合
（イ） 利用者の死亡原因に疑義がある場合
イ 利用者の怪我等

怪我等とは、サービスの提供により発生した骨折、火傷、創傷、創傷、誤嚥、異食、誤与薬等のうち、入院又は医療機関での治療を要するものをいう（ただし、軽微な治療で済むため、

管理者が報告の必要を認めないものは除く。）。

- ウ 利用者の保有する財物の損壊、滅失
- エ 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を及ぼすもの
- オ その他、管理者が報告を必要と判断したもの

(2) 事故の原因

事業者の過失の有無を問わない。

- (3) 事故発生の時間帯
ア サービス提供中の事故
イ 利用者が事業所内に所在中の事故
ウ 送迎中の事故
エ 通院付添い中の事故

3 報告事項

- (1) 報告年月日
- (2) 事業所の概要
ア 法人の名称
イ 事業所番号、事業所の名称、サービス種別、所在地及び電話番号
ウ 報告者の職名及び氏名
- (3) 利用者の概要
ア 氏名、性別、年齢、住所及び連絡先（電話番号）
イ 受給者証番号、障害支援区分、障害者手帳等級及び特記事項
- (4) 事故の概要
ア 事故が発生した日時及び場所
イ 事故の種類
ウ 事故発生の経緯
エ 事故後の対応
(5) 利用者及び家族への対応等
ア 利用者の状況
イ 利用者・家族等に対する連絡・説明
ウ 損害賠償等の状況
- (6) 事故の原因及び今後の改善策

4 報告先

- (1) 事業所を所管する京都府保健所及び利用者の支給決定を行った市町村に報告すること。
- (2) 京都府以外の市町村が支給決定を行った利用者の場合は、事業所を所管する京都府保健所のほか、支給決定を行った市町村の指示に従い報告すること。

5 報告の方法

- (1) 報告は、別添の「事故報告書」によること。ただし、既に事業所において必要項目が網羅された様式を作成している場合又は利用者又は利用者の支給決定を行った市町村が定める様式がある場合は、これを使用して差し支えない。

(2) 緊急性の高いものについては、3の(1)の報告先に対し、速やかに電話による報告を行うとともに、その後事故報告書を提出すること。

6 所管保健所の対応

- (1) 報告を受けた保健所は、事故に係る状況を把握するとともに、必要に応じ事業所に対し助言を行う。
- (2) 事業所の改善計画や事故防止対策を確認し、適切な運営が行えるよう指導・助言を行う。

参 考

● 感染症又は食中毒に関する報告について

感染症又は食中毒が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付け健発第022002号厚生労働省健康局長他連名通知)により、次のいずれかから該当する場合は、速やかに所管の保健所に連絡し、別途保健所から指示する様式により報告すること。
 ア 感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合
 イ 発症者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

障害福祉サービス等事業者における事故発生時の報告に係るQ&A
 【報告すべき事故の範囲】

- Q 1 創傷とは。
- A 1 創傷とは、擦過傷、打撲傷、挫傷、裂創、切創、刺創(刺し傷)等をいう。
- Q 2 利用者の保有する財物の損壊、滅失とは、どのような事例を想定しているのか。
- A 2 派遣先で家具を壊した場合、訪問途上にひったくりや車上荒しの被害に遭い、サービス受給者証等の入った鞆等を盗まれた場合等を想定している。
- Q 3 従業員の法令違反により利用者の処遇に影響を与えるものは、どのような事例を想定しているのか。
- A 3 利用者の預り金の横領や、送迎中における職員の交通ルール違反に起因する交通事故等を想定している。
- Q 4 事業者の過失の有無を問わないとは、どのような事例を想定しているのか。
- A 4 利用者間の喧嘩、無断外出、送迎中の追突等、第三者や利用者自身に主たる原因があるものも含むという趣旨である。
- Q 5 災害が発生した場合は、どのように報告すればよいか。
- A 5 別添の社会福祉施設等の被災状況により報告いただきたい。
- Q 6 個人情報の漏えい(紛失、盗難等)については、どのように報告すればよいか。

A 6 特に様式は定めがないが、以下の項目について速やかに所管の保健所に報告し、その指示に従うこと。

- ① 基本情報(事業所名、サービス種別)
- ② 具体的内容(経過(漏えい又はその事実を把握した日時、場所)、漏えい内容)

京都府
保健所長 様
様 (市区町村長)

事業所(施設)名
管理者名

印

事故報告書

報告年月日		年	月	日
法人の名称	事業所 番号			
事業所(施設)の名称				
事業所(施設)の所在地	東京都府			
電話番号	担当者氏名	職名		
事故が発生した 事業(施設)の種類	<ul style="list-style-type: none"> 1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 2 療養介護 3 生活介護 4 短期入所(ショートステイ) 5 障害者支援施設 6 自立訓練(機能・生活) 7 就労移行支援 8 障害者就業・生活支援センター 9 非営利組織(フリースペース) 10 一般相談支援 11 特定相談支援 12 福祉型児童発達支援センター 13 児童発達支援事業 14 放課後等デイサービス 15 福祉型障害児入所施設 16 医療型障害児入所施設 17 医療型児童発達支援センター 18 保育所等訪問支援 19 障害児相談支援 20 地域活動支援センター 21 福祉ホーム 			
2 利用者				
氏名	性別	男	女	年齢
受給者証番号	性	別	男	女
住所	種別(身体・療育・精神)	手帳等級	電話番号	
障害者手帳	手帳番号()	手帳等級	(1 2 3 4 5 6 級)	
特記事項	(A . B)			
3 事故の概要				
発生日時	平成	年	月	日 () 時 分
発生場所				
事故の種別 (複数場合は最も 症状の重いもの)	<ul style="list-style-type: none"> 1 死亡(死因:) 2 骨折 3 火傷 4 創傷 5 溺斃 6 異変 7 薬の誤配 8 財物の損壊・滅失 9 従業員の法令違反 10 交通事故(加害者又は自損の場合) 11 交通事(被害者の場合) 12 その他() 			
事故の経緯及び事後の対応				

4 利用者及び家族への対応等			
受診した医療機関名	主治医の氏名	診断名	
利用者の状況 (病状・入院の有無等)			
利用者・家族等 への連絡・説明 (連絡・説明の日 時、内容、連絡 方法、内容、連絡 した相手等)			
損害賠償等の状況			
5 事故の原因及び今後の改善策について			
事故の原因及び今 後の改善策			
チェック (あてはまるもの 全てに○)	<ul style="list-style-type: none"> 1 本人等要因 a 疾病 b 機能低下 c 薬物処方 d 自傷 e 他害 f 利用者間トラブル g その他() 2 介護者要因 a アセスメント不足 b 利用者の状況変化の情報の共有化不足 c 観察・見守り不足 d 安全確認不足 e 介護手順が守られていない f 不適切な介護姿勢 s 介護者の人数不足 h その他() 3 環境要因 a 設備の不備 b 器具の不備 c 整理整頓の不備 d その他() 4 不明 		

記入欄に記入しきれない場合は、任意の別紙に記載・添付のうえ、提出してください。

社会福祉施設等の被災状況

【令和〇〇年〇月〇日〇〇時現在】

市町村名	施設種別	施設名	定員	罹災日	被害状況	避難の有無	現在の状況

(注1)対象施設は、社会福祉法第2条に基づく社会福祉施設等であること。

(注2)被害状況については、施設のどの部分が、どのように被害をうけているかが判るよう可能な限り具体的に記載すること。

(注3)施設が罹災した日及び施設の被災による避難の有無を記載すること。(避難勧告等による避難はしていても、施設に全く被害がない段階では、本表での報告には該当しない)

(注4)現在の状況には、「復旧済み」「〇日から通常使用できる予定」など具体的に記入すること。

社会福祉施設等の被災状況(記載例)

【令和〇〇年〇月〇日〇〇時現在】

市町村名	施設種別	施設名	定員	罹災日	被害状況	避難の有無	現在の状況
〇〇市	特別養護老人ホーム	〇〇〇苑	〇名	〇月〇日	屋根の破損による雨漏り、床下浸水	無	浸水が解消し、〇日から通常通り使用できる予定。
〇〇町	保育所	〇〇保育園		〇月△日	保育室の雨漏り、近隣の川が氾濫し床上浸水	近隣の施設に避難中	〇日に復旧済み
〇〇市	知的障害者小規模通所授産施設	〇〇作業所		〇月〇日	作業所の屋根の雨漏り	無	〇日に復旧済み

(注1)対象施設は、社会福祉法第2条に基づく社会福祉施設等であること。

(注2)被害状況については、施設のどの部分が、どのように被害をうけているかが判るよう可能な限り具体的に記載すること。

(注3)施設が罹災した日及び施設の被災による避難の有無を記載すること。(避難勧告等による避難はしていても、施設に全く被害がない段階では、本表での報告には該当しない)

(注4)現在の状況には、「復旧済み」「〇日から通常使用できる予定」など具体的に記入すること。

(注5)追加で報告がある場合は、同シート内にセルを挿入の上、追加部分に分かるようにセルを着色すること。

施設内における集団感染等発生時の報告・公表の基準

京 都 府
 9 健 対 第 3 7 6 号
 平成 29 年 3 月 31 日
 平成 31 年 4 月 12 日

1 目的

施設内で感染症による集団感染等が発生した場合の発生施設において、早期にその事実を明らかにし、施設利用者等に対して感染拡大防止のための注意喚起や予防行動の徹底を呼びかけ、施設利用者等が感染症対策の観点からも極めて重要である。

また、発生施設にとっては、施設利用者等の不安解消のほか、不正確な情報による風評被害を未然に防止し、できるだけ早期に正確な情報を府民に提供することによって施設への信頼に繋がることを期待される。

これらのことを踏まえ、施設内における集団感染等が発生した場合の報告・公表に関する基本的な考え方を整理し、報告・公表の基準を定める。

2 施設から保健所への報告の基準

施設内で感染症による集団感染等が発生した場合の施設から保健所への報告の基準は、次のとおりとする。

施設の種別	報告の基準 (次のいずれかに該当)	参考法令等
介護施設 福祉施設 〔保育所等通所〕 施設を含む。	1 同一の感染症（疑いを含む）に死亡者、又は重篤な患者が1週間以内に2名以上発生した場合 2 同一の感染症の患者（疑いを含む）が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 3 1及び2に該当しない場合であっても、通常の発生动向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合	厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号） 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日厚生労働省健康局長等通知）
医療機関	感染症対策を実施した後、同一病棟（機関）で発症者（目安10名以上）又は因果関係が否定できない死亡者が確認された場合	医療機関等における院内感染対策について（平成26年12月19日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）
共通事項	感染症等発生時早期（疑いを含む。）に、拡大防止のために保健所の指導が必要と管理者等が認めた場合	府独自規定

3 公表に関する指針の基準

(1) 公表の目的

多数の者が利用する施設で集団感染が発生した場合、施設が主体的に府民等に対して面会制限等施設内の感染拡大防止を周知・徹底するとともに、感染についての注意喚起を行うことにより、感染の拡大を防止することを目的とする。

(2) 公表の基準

公表の基準は次のいずれかに該当する場合とする。

なお、公表に当たっては、保健所長が、感染症対策の観点から施設の状態や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行うものとする。

- ① 施設内感染若しくは院内感染（疑いを含む。）による死亡者が報告された場合
- ② 介護施設・福祉施設については、感染対策を講じ、保健所への報告後に、重篤な患者を含む新たな発症者が概ね10名（目安：累計概ね20名）又は全利用者の概ね半数以上報告された場合
- ③ 通所系介護施設・福祉施設については、感染拡大防止のための事業休止を行った場合
- ④ 医療施設については、感染対策を講じた後に、累計概ね20名以上の患者が発生した場合
- ⑤ ①～④にかかわらず、病原体の種類や感染力、感染の規模等を総合的に判断し公表が必要とした場合、又はその他社会的に影響が大きいと判断し公表が必要とした場合

(3) 公表の考え方

ア 施設が公表する場合の考え方

施設が、集団発生した早い段階において主体的に正確な情報を提供し、早期に適切な対応を講じていることを府民に認識していただくことで、無用な不安を解消し、施設への信頼を高めることができる。

公表に当たっては、保健所が施設にその趣旨を丁寧に説明し、罰則や告発として行うものではないことを理解いただき、適切な時期に施設が主体的に公表するよう助言する。

イ 京都府が公表する場合の考え方

上記について施設が対応しない場合であっても、感染の拡大が依然認められると判断した場合は、施設名、所在地、施設種別、患者数等を公表する。
 なお、施設には事前に内容等を伝達する。

施設内における集団感染等発生時の報告・公表の基準一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>3 公表に関する指導の基準</p> <p>(1) 公表の目的 (略)</p> <p>(2) 公表の基準 公表の基準は次のいずれかに該当する場合とする。 なお、公表に当たっては、保健所長が、感染症対策の観点から施設の状況や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 医療施設については、<u>感染対策を講じた後に、累計概ね20名以上の患者が発生した場合</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ (略)</p>	<p>3 公表に関する指導の基準</p> <p>(1) 公表の目的 (略)</p> <p>(2) 公表の基準 公表の基準は次のいずれかに該当する場合とする。 なお、公表に当たっては、保健所長が、感染症対策の観点から施設の状況や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 医療施設については、<u>感染対策を講じ、保健所への報告後に、新たな発生が概ね10名以上(目安：累計概ね20名以上)報告された場合</u> <u>なお、複数診療科を有する300床以上の入院施設については、同診療科の病棟において発生した感染者数とする。</u></p> <p>⑤ (略)</p>

「施設内における集団感染症発生時の報告・公表の基準」施設用Q&A

京 都 府
平成29年12月12日
一部正平成31年4月12日

1 目的に関すること

Q 1 なぜ報告・公表の基準が必要なのか。(共通)

A 1 社会福祉施設や医療施設などの施設内で感染症による集団感染症が発生した場合、発生施設が早期にその事実を明らかにすることで、施設利用者等への感染拡大防止のための注意喚起だけでなく地域住民に対する予防行動の徹底にも資すると考えており、感染症対策の観点から極めて重要であるとともに、施設への信頼にも繋がるものと期待されます。

また、施設利用者等の不安解消のほか、不正確な情報による風評被害の未然防止にも資するものと考えており、そのためには早期に正確な情報を府民に提供することが重要であることから、今回、報告・公表の基準を示すものです。

Q 2 公表によって住民の不安をおおひ、施設の信頼が失墜する恐れがありませんか。また、マスコミの報道により、施設が風評被害を受けることはありませんか。(共通)

A 2 施設が早期に事実を正確に公表し、施設の対応について透明性を確保するとともに、適切な措置を講じていることを地域住民に伝え、理解していただくことが、風評被害の防止や施設への信頼に繋がると考えています。近年、医療機関で発生したノロウイルス集団感染について、公表の遅れにより施設や行政の姿勢が問われた事例は記憶に新しいところであり、今回、基準を定め周知を図るものです。

Q 3 施設名を公表することが、感染拡大防止の有効な手段になるのでしょうか。(共通)

A 3 公表を通じて、施設への訪問者等の適切な予防行動等に繋げることが公表の目的のひとつです。

2 適用範囲に関すること

Q 4 この基準は、京都市内の施設についても適用されるものですか。(共通)

A 4 京都市内の施設は京都市が指導監督権限を有し、報告・公表のルールについても、京都市が基準を設けて運用されていることから、京都市内の施設は対象外となります。

Q 5 この基準が適用される施設には、具体的にどのようなものがありますか。(共通)

A 5 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付け厚生労働省健康局長等通知)の別紙に掲げる施設及び病院・診療所(以下「医療機関」という。)が対象となります。なお、同通知の発出以降に、新たに規定された下記の施設も対象となります。

【介護・老人福祉関係施設等】

- サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホームとして考える。)

【児童・婦人関係施設等】

- 認定こども園
- 児童心理治療施設
(関係法令改正により「情緒障害児短期治療施設」が名称変更)

【障害者関係施設】

障害者関係施設については関係法令の改正により、同通知の別紙に代わり、次の事業区分類となっています。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総

合支援法)に基づく次の施設及び事業所

- ・ 障害者支援施設
- ・ 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助の各事業を行う事業所(障害福祉サービス事業所)
- ・ 地域生活支援センター及び福祉ホーム
- 児童福祉法に基づく次の施設及び事業所
- ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業を行う事業所
- ・ 障害児入所施設

※ 関係法令等の改正に合わせて、適宜加除修正の可能性があります。

Q 6 この基準が適用される感染症には、具体的にどのようなものがありますか。
(共通)

A 6 全数届出の疾患以外の定点医療機関からの届出による5類感染症、例えば、インフルエンザ、感染性胃腸炎をはじめ、RSウイルス感染症、手足口病、伝染性紅斑等が想定されます。

3 報告の基準に関すること

Q 7 基準に患者数が示されていますが、施設の入所者や医療機関の入院患者以外に職員も含めて計上するのですか。(共通)

A 7 多くの場合、職員は自宅から施設等に通勤していることから自宅や通勤途上の感染等同一の感染経路ではないケースも想定されます。しかし、業務等で施設内を往来することの多い職員が感染の媒体となることもあるため、職員も含めて計上します。(厚生労働省結核感染症課)

Q 8 医療機関における報告の基準において、感染対策を実施する集団の考え方を教えてください。

A 8 院内感染のアウトブレイグについては、「医療機関における院内感染対策について(平成26年12月19日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)」において、「一定期間内に、同一病棟や同一医療機関といった一定の場所で発生した院内感染の集積が通常よりも高い状態のことである」とされており、この場合の考え方は以下のとおりとします。

<一定期間の考え方>

画一的に1週間等の期間を設けるものではなく、患者の発生状況から一連の集団感染であると判断できる期間とする。

例えば、最後の患者の感染性消失後、当該原因病原体の潜伏期間の2倍の日数が経過した後の患者の発生については、新たな集団とするなど疾病の特性を踏まえて判断してください。

<一定の場所の考え方>

構造や患者、医師・看護師等の導線、感染経路等を考慮して集団の範囲を決定する。

例えば、病棟や看護単位が別であっても、次のような場合は、同一の集団と考える必要がある。

- ① ナースステーションが一つであり、病棟間でスタッフの行き来がある場合
- ② 昼間は独立した看護単位であっても、夜間は一体的な看護体制となる場合

4 公表の基準に関すること

Q 9 通所系介護施設・福祉施設については、感染拡大防止のための事業休止を行った場合を公表の基準としていますが、介護施設等では、少数の患者発生で予防的に閉鎖する施設もあり、一方、保育施設では事業を休止することそのものがまれですが、実態を考慮した運用方法について教えてください。

A 9 通所系施設の実態を考慮すると、小規模施設において、感染拡大防止のためではなく、予防的に事業を休止する場合がありますので、施設での対応状況や感染拡大の可能性を考慮して公表の要否を判断することが必要です。

A13 公表の主旨から考えて、より多くの地域住民に情報が提供され、共有される
ことが求められることから、府振興局の記者クラブへの報道資料の配付を公表の
基本とします。なお、併せて施設のホームページを活用して公表するなど、きめ
細かな対応をお願いします。

Q14 資料提供先、資料提供の方法、公表内容等について保健所に相談してよいで
しょうか。(共通)

A14 感染対策に関することと併せて、適切な公表の時期や内容等も含め、保健所
が施設等を支援します。

Q15 公表資料に記載すべき内容について教えてください。(共通)

A15 注意喚起、施設利用者の不安解消等の公表の目的に照らし、正確な発生状況
に加え、施設が適切な感染防止対策を講じていることがわかるようを記載してく
ださい。

具体的には、少なくとも次の内容を含むものとします。

- 発症者数（施設利用者及び職員）
- 死亡者がいる場合は、個人情報保護の保護に留意した上で、概要を記載
- 感染防止対策等の実施状況
(初発の患者から時系列で記載。保健所への報告等も含む。)
- 具体的な感染防止対策の内容。

Q10 公表の基準について、一週の感染症事案かどうかの判断に当たっての考え方を
教えてください。(共通)

A10 感染症の潜伏期間、患者集団、症状等に応じて関連性を精査する必要があるあり
ますので、感染症対策を講じた後に患者が発生するまでの間隔や発生状況等を考
慮して総合的に判断してください。

なお、医療機関については、「医療機関における院内感染対策について」（平成
26年12月19日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）において、「院内感染のア
ウトブレイクとは、一定期間内に、同一病棟や同一医療機関といった一定の場所
で発生した院内感染の集積が通常よりも高い状態のことである」とされており、
この場合の考え方は報告の基準に準じます。(Q&A8参照)

Q11 基準を適用する場合の目安として患者数が示されていますが、施設の入所者
や医療機関の入院患者以外に職員も含めて計上するのですか。(共通)

A11 報告の基準に準じます。

Q12 京都府が公表する場合、どこが主体となるのですか。(共通)

A12 地域の感染症対策に当たっては、保健所長が3(2)の各事項を勘案の上、
感染拡大防止の観点から施設の状況や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行
います。その上で、総合的な観点から公表が必要と判断した場合は、保健所が公表
の主体となります。

5 その他

Q13 施設及び医療機関のホームページのみに掲載することで、公表したものとみ
なされますか。(共通)

「施設内における集団感染等発生時の報告・公表」施設用Q & A 新旧対照表

(1/5)

改正後	現 行
<p>Q 1 なぜ報告・公表の基準が必要なのですか。(共通)</p>	<p>Q 1 なぜ報告・公表の基準が必要なのですか。</p>
<p>A 1 (略) また、施設利用者等の不安解消のほか、不正確な情報による風評被害の未然防止にも資するものと考えており、そのためには早期に正確な情報を府民に提供することが重要であることから、今回、報告・公表の基準を示すものです。</p>	<p>A 1 (略) また、施設利用者等の不安解消のほか、不正確な情報による風評被害の未然防止にも資するもの考えており、そのためには早期に正確な情報を府民に提供することが重要であることから、今回、報告・公表の基準を示すものです。</p>
<p>Q 2 公表によって住民の不安をあまり、施設の信頼が失墜する恐れがありませんか。 また、マスコミの報道により、施設が風評被害を受けることはありませんか。</p>	<p>Q 2 公表によって住民の不安をあまり、施設の信頼が失墜する恐れがあります。また、マスコミの報道により、施設が風評被害を受けることはありませんか。</p>
<p>A 2 (略)</p>	<p>A 2 (略)</p>

「施設内における集団感染等発生時の報告・公表」施設用Q & A 新旧対照表

(2/5)

改正後	現行
<p>Q8 医療機関における報告の基準において、<u>感染対策を実施する集団の考え方を教えてください。</u>(共通)</p>	<p>Q8 医療機関における報告の基準において、<u>感染対策を実施する集団の考え方を教えてください。</u>(共通)</p>
<p>A8 院内感染のアウトブレイクについては、「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)において、「<u>一定期間内に、同一病棟や同一医療機関といった一定の場所で発生した院内感染の集積が通常よりも高い状態のことである</u>」とされています。 <u>この場合の考え方は以下のとおりとします。</u></p> <p><一定期間の考え方> <u>画一的に1週間等の期間を設けるものではなく、患者の発生状況から一連の集団感染であると判断できる期間とする。</u> <u>例えば、最後の患者の感染性消失後、当該原因病原体の潜伏期間の2倍の日数が経過した後の患者の発生については、新たな集団とするなど、疾病の特性を踏まえて判断する。</u></p> <p><一定の場所の考え方> <u>構造や患者、医師・看護師等の導線、感染経路等を考慮して集団の範囲を決定する。</u> <u>例えば、病棟や看護単位が別であっても、次のような場合は、同一の集団と考える必要がある。</u> ① ナースステーションが一つであり、病棟間でスタッフの行き来がある場合 ② 昼間は独立した看護単位であっても、夜間は一体的な看護体制となる場合</p>	<p>A8 小規模の医療機関では、その施設全体を集団とする場合がありますが、<u>同一の病棟をひとまとまりの集団として考えることを基本とします。</u></p>

「施設内における集団感染等発生時の報告・公表」施設用Q&A 新旧対照表

(3/5)

改正後	現行
<p>Q10 公表の基準について、一連の感染症事案かどうかの判断に当たっての考え方を教えてください。(共通)</p>	<p>Q10 医療機関については、感染対策を講じて保健所への報告した後新たな患者発生が報告された場合とされていますが、一連の感染症事案かどうかの判断に当たっての考え方を教えてください。(共通)</p>
<p>A10 感染症の潜伏期間、患者集団、症状等に応じて関連性を精査する必要がある場合がありますので、感染症対策を講じた後に患者が発生するまでの間隔や発生状況等を考慮して総合的に判断してください。</p> <p>なお、医療機関については、「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)において、「院内感染のアウトブレイクとは、一定期間内に、同一病棟や同一医療機関といった一定の場所で発生した院内感染の集積が通常よりも高い状態のことである」とされており、この場合の考え方は報告の基準に準じます。(Q&A8参照)</p>	<p>A10 感染症の潜伏期間、患者集団、症状等に応じて関連性を精査する必要がありますので、感染症対策を講じた後に患者が発生するまでの間隔や発生状況等を考慮して総合的に判断してください。</p>

「施設内における集団感染等発生時の報告・公表」施設用Q&A 新旧対照表

(4/5)

改正後	現行
<p>(削除)</p>	<p>Q 11 医療機関の公表基準に該当する感染者数として、複数診療科を有する300床以上の入院施設については、同診療科の病棟において発生した感染者数としていますが、複数診療科の患者でひとつの病棟を構成していることもありま。について、実態を考慮した運用方法について教えてください。(共通)</p> <p>A 11 病床規模の大きい医療機関の目安として300床以上を目安としています。集団発生した感染の規模や感染症の特性等を考慮すると、この病床数の目安をもつて公表の基準とすることが必ずしも合理的でない場合もあります。そのため、感染症対策の観点からも、感染経路からみてひとつの病棟をひとまとまりの集団として考えることを基本とします。</p> <p>ただし、小規模な医療機関については、施設全体を集団と見ることとします。</p>
<p>※ 以下、Q 12～Q 14を繰り上げ</p>	<p>Q 15 報道対応の経験がない施設及び医療機関に対して、保健所から資料提供先、資料提供の方法、公表内容等について保健所に相談してよいか。(共通)</p>
<p>Q 14 資料提供先、資料提供の方法、公表内容等について保健所に相談してよいか。(共通)</p> <p>A 14 感染対策に関することと併せて、適切な公表の時期や内容等も含め、保健所が施設を支援します。</p>	<p>A 15 感染対策に関することと併せて、適切な公表の時期や内容等も含め、保健所が施設を支援します。</p>

「施設内における集団感染等発生時の報告・公表」施設用Q & A 新旧対照表

(5/5)

改正後	現 行
<p>Q15 <u>公表資料に記載すべき内容について教えてください。(共通)</u></p> <p>A15 <u>注意喚起、施設利用者の不安解消等の公表の目的に照らし、正確な発生状況に加え、施設が適切な感染防止対策を講じていることがわかるようを記載してください。</u> <u>具体的には、少なくとも次の内容を含むものとします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>発症者数（施設利用者及び職員）</u> ○ <u>死亡者がいる場合は、個人情報保護に留意した上で、概要を記載</u> ○ <u>感染防止対策等の実施状況</u> <u>（初発の患者から時系列で記載。保健所への報告等も含む。）</u> ○ <u>具体的な感染防止対策の内容</u> 	<p>(新規)</p>

平成29年度の京都府内における障害者虐待の状況について

平成31年1月17日
京都府健康福祉部
障害者支援課
(TEL: 075-414-4611)

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、平成29年度の京都府における障害者虐待の状況を取りまとめましたので、お知らせします。

各種報道により障害者虐待に対する認知及び意識が広まったこと等から、通報数が増加したものと考えます。この傾向は今後も続くと考えられることから、京都府としても市町村とより連携を密にして、一層の取組強化を図っていきます。

□ 障害者虐待の状況

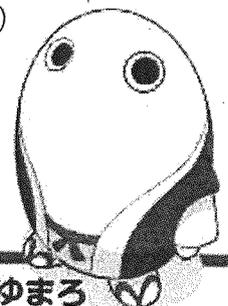
▶ 施設・事業所における虐待

相談・通報件数	61件（平成28年度：41件）
虐待認定件数	7件（平成28年度：10件）
被虐待障害者数	7人（平成28年度：34人）
虐待のあった施設	障害者支援施設2件、療養介護1件、生活介護1件 就労継続支援A型1件、就労継続支援B型1件、共同生活援助1件
虐待を行った施設従事者の職種	管理者1人、看護職員1人、生活支援員3人、職業指導員1人、その他1人
被虐待者の障害種別	身体障害3人、知的障害5人※合計が7人にならないのは、重複障害者がいるため
虐待種別・類型	身体的虐待4件、性的虐待1件、心理的虐待2件、経済的虐待1件 ※合計が7件にならないのは、1件で複数の虐待種別に該当する事案があるため
市町村・都道府県の対応・措置	施設に対する指導、改善計画の提出等を指導

▶ 家庭内における虐待

相談・通報件数	61件（平成28年度：53件）
虐待認定件数	40件（平成28年度：35件）
被虐待障害者数	40人（平成28年度：35人）
被虐待者の障害種別	身体障害8人、知的障害25人、精神障害（発達障害除く）13人 ※合計が40人にならないのは、重複障害者がいるため
虐待種別・類型	身体的虐待24件、性的虐待1件、心理的虐待19件 放棄・放任14件、経済的虐待12件 ※合計が40件にならないのは、1件で複数の虐待種別に該当する事案があるため
市町村の対応・措置	虐待者からの分離（施設入所等） 12件 被虐待障害者に対する見守り等を実施、その他 52件

（裏面あり）



平成29年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行

→ 平成29年4月1日～平成30年3月31日までの1年間ににおける養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			都道府県労働局 の対応	虐待 判断 件数
市区町村等への 相談・通報件数	4,649件 (4,606件)	2,374件 (2,115件)	691件 (745件)	597件 (581件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,557件 (1,538件)	464件 (401件)		
被虐待者数	1,570人 (1,554人)	666人 (672人)		1,308人 (972人)

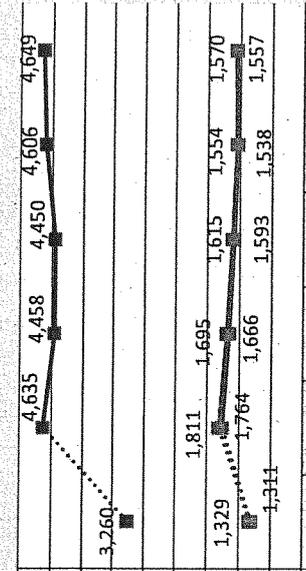
【調査結果(全体像)】

- ・ 上記は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに虐待と判断された事例等を集計したもの。
- ・ カッコ内については、前回調査(平成28年4月1日から平成29年3月31日)のもの。
- ・ 都道府県労働局の対応については、「平成29年度使用者による障害者虐待の状況等」(平成30年8月22日公表)のデータを引用。「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。

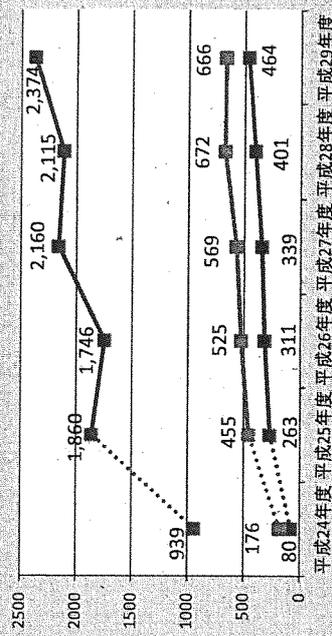
障害者虐待対応事例への対応状況等(調査結果)経年比較

注：平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成29年度の5年分が対象。

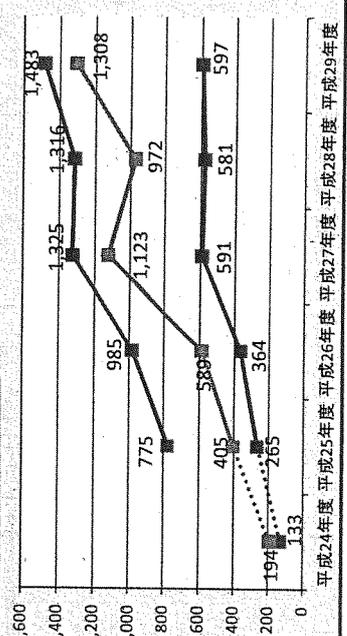
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



※雇用環境・均等局調べ

都道府県
指定都市 障害保健福祉担当課室 御中
各 中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の一部改訂について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(以下、「マニュアル」という。)につきまして、下記のとおり改訂しましたので、改訂後のマニュアルを送付いたします。
各都道府県等におかれましては、管内市町村及び関係事業者等へ周知いただくとともに、障害者に対する虐待防止の未然防止や早期発見、迅速な対応の徹底を図るための一層の取組をお願いいたします。

記

- 1 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」の主な変更点
(1) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の「障害福祉サービス事業等」に新サービスを追加 (P 4)
(2) 刑法の改正で「強姦罪・準強姦罪」が「強制性交等罪・準強制性交等罪」に変更となり、それに伴う取扱の変更点を追記 (P 6)
(3) 「情緒障害児短期治療施設」の記載を「児童心理治療施設」に変更 (P 8)
(4) マイナンバーカード制度において、DV・虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置を行うことができる内容を追記 (P 6.3)
(5) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における短期入所の「定員超過特例加算」の創設及びその期間は定員超過利用減算を適用しない旨と、「緊急短期入所受入加算」

の期間の拡充について追記 (P 6.5～P 6.6)

- (6) 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合の対応について追記 (P 8.1)
- (7) 社会福祉法の改正による変更点を修正 (P 9.4)
- (8) 障害者福祉施設従事者等により虐待の報道事例で証拠隠滅罪の罪に問われた事例を追記 (P 9.9)
- (9) 「身体拘束廃止未実施減算」の新設について追記 (P 10.2)

2 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の主な変更点

- (1) 障害者虐待の事案に証拠隠滅罪の罪に問われた事例を追記 (P 6、P 10)
- (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の「障害者福祉施設等」に新サービスを追加 (P 7)
- (3) 刑法の改正で「強姦罪・準強姦罪」が「強制性交等罪・準強制性交等罪」に変更となり、それに伴う取扱の変更を追記 (P 7～P 8)
- (4) 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における短期入所の「定員超過特例加算」の創設及びその期間は定員超過利用減算を適用しない旨と、「緊急短期入所受入加算」の期間の拡充について追記 (P 2.3～2.4)
- (5) 「身体拘束廃止未実施減算」の新設について追記 (P 2.6～P 2.7)
- (6) 社会福祉法の改正による変更点を修正 (P 4.4)

3 厚生労働省ホームページリンク先

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/shougai-shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

【問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
相談支援係・虐待対策支援係
TEL: 03-5253-1111 (内線 3149) FAX: 03-3591-8914
E-mail: soudan-shien@mhlw.go.jp

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：養護者又は障害者の親族が当該障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、18歳未満の障害児に対する養護者による虐待は、総則等全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。
「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設 ・そのほかの園 	居宅介護、重度訪問介護、同行介護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助
障害福祉サービス事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業 ・障害児相談支援事業 ・障害児通所支援事業 	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

(障害者虐待防止法第2条第4項)

市町村・都道府県における 障害者虐待防止と対応の手引き

平成30年6月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
 障害福祉課 地域生活支援推進室

変更箇所のみ抜粋

全体は厚生労働省HPの下記URLに掲載
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyo/kyokushougaihok-en/fukushibu/0000211202.pdf>

【参考2】障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所	福祉施設・事業				学校 病院 保育所
	障害者総合支援 法	介護保 険法等	児童福祉法		
在宅 (養護者 ・保護者)	障害福 祉サー ビス事 業所 (A所系、 B所系、 訪問系、 GH等 を含む)	相談支 援事業 所	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等 ※3	障害児 相談支 援事業 所
	児童虐待 防止法 ・被害 者支 援 (都道府県) ※1	障害者 虐待防止 法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村) ※2	児童虐待 防止法 ・被害 者支 援 (市町村)	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村) ※4	児童虐待 防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)
18歳 未満	児童虐待 防止法 ・被害 者支 援 (都道府県) ※1	障害者 虐待防止 法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)	児童虐待 防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村) ※2	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村) ※4	児童虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)
	児童虐待 防止法 ・被害 者支 援 (市町村)	児童虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)	児童虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村) ※2	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村) ※4	児童虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)
18歳 以上 65歳 未満	児童虐待 防止法 ・被害 者支 援 (市町村)	児童虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)	児童虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村) ※2	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村) ※4	児童虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)
65歳 以上	児童虐待 防止法 ・被害 者支 援 (市町村)	児童虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)	児童虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村) ※2	児童福祉 法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村) ※4	児童虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県、 市町村)

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。
なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の
対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童
自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児童一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づき給付を受けている場合は児童福祉法、
障害者総合支援法に基づき給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）
障害者虐待防止法が適用されます。

工 虐待行為に対する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

- ① 身体的虐待：刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
- ③ 心理的虐待：刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
- ④ 放棄・放置：刑法第218条保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待：刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

※ただし、刑法第244条、第255条の親族相盗例に注意。

刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料す
るときは、告発をしなければならぬ旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進め
る中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者によ
る被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支
援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です）。

また、警察との連携については、何かあつてから突然に連絡するのではなく、日頃から意
見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

なお、「刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）」が平成29年7月に施行され
ました。従来は、「姦淫（性交）のみが「強姦罪」の処罰の対象とされてきましたが、この
改正により、罪名を「強姦罪」から「強制性交等罪」とし、性交だけでなく、口陰性交や肛
門性交（以下「性交等」という。）についても、同じ罪として処罰することとされました。主
性が男性に對して性交等をすることも「強制性交等罪」として処罰することとされ、男
性が女性に對して性交等をすることも「強制性交等罪」として処罰することとされました。
併せて、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げる改正が行われています。

また、この「強制性交等罪」を含む性犯罪については、被害のあつたご本人にとつて、告
訴することが精神的負担になる場合があることを踏まえ、その負担を軽減するため、「非親告
罪」（告訴がなくても起訴できる犯罪）とされたところ です。

○マイナンバー制度における不開示措置について

マイナンバー制度においては、平成29年7月18日より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会又は情報提供（以下「情報連携」といいます。）及びマイナンバーポータルでの試行運用を開始しています。

マイナンバーポータルにおいては、

- ・情報連携が行われた記録の表示
- ・行政機関等の保有する自らの個人番号を含む個人情報の表示
- ・行政機関等からのお知らせの受け取り・表示

の各機能を実装していますが、DV・虐待等の被害者（DV・虐待等のおそれがある者を含む。以下「DV・虐待等被害者」といいます。）の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」といいます。）を行うことができます。

1. 不開示措置の設定が必要と想定されるケース

①DV・虐待等被害者の行う行政手続により情報連携を行うケース

②加害者がDV・虐待等被害者の代理人である（※）又はDV・虐待等被害者がマイナンバーカード（以下単に「カード」といいます。）を置いたまま避難しているケース
※マイナンバーポータルにおいて代理人として設定されている場合のほか、加害者が法定代理人となる場合も含む。

2. DV・虐待等被害者に取っていただきたい対応

(1) 住民票を移しているか否かに関わらず、避難先の各行政機関等においてマイナンバーを提出して最初に手続を行う際、避難に至った状況を説明の上、不開示措置を講じるよう申し出るようにしてください。

(注) DV・虐待等被害者の心身の機能や判断能力の著しい低下等により自ら申し出る又は代理人による対応も困難な場合には、申請等の際にマイナンバーを記載するか否かに関わらず、当該被害者の支援を行う者から申し出るようにしてください。

(2) カードを置いたまま避難している場合には、カードの停止の連絡のほか、必要な場合にはマイナンバーの変更やカードの再交付の申請を行うようにしてください。

(3) 必要に応じて、マイナンバーポータル利用者フォルダ（アカウント）の削除を行うようにしてください。また、加害者を代理人設定している場合には、当該設定の解除を行ってください。

(注) アカウントの削除や代理人設定の解除のためには、カードを使用してマイナンバーポータルにログインする必要があるため、カードを置いたまま避難している場合には、(2)の対応を併せて取る必要があることに留意してください。

なお、こうした手続等が完了するまでの間は、不開示措置により対応することが可能です。

(8) 養護者（家族等）への支援

ア 養護者（家族等）支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第14条第1項）。障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えることが必要です。

障害者に重度の障害があつたり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にある等、障害者虐待は様々な要因が絡み合っており、障害者に対する虐待を予防するためには、これらの要因を一つひとつ分析し、虐待を行っている養護者を含む家族全体に対して、適切な支援を行うことが重要と考えられます。

養護者への支援に当たっては、以下の視点で行うことが考えられます。また、地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援の活用等により継続的に支援を行うことも必要です。

① 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討します。

② 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービス等、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

障害者に重度の障害があり介護負担が大きい場合は、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追い詰めてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

④ 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていないか、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合等は、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

(参考) 養護者からの不当な要求があった場合の対応

養護者による障害者虐待への対応では、上記のとおり、養護者支援の視点が重要ですが、中には、対応の過程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。

例えば、窓口を一本化させ、統一的な方針の下にきとんとした態度で臨み、職員一人て対応しない、やり取りを記録に残しておく、必要に応じて専門チームの助言を仰ぐ、等の対応が重要です。

イ 養護者支援のためのシヨーステイ居室の確保

① 法的根拠

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認められる場合に障害者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています(第14条第2項)。

障害者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば障害者虐待につながる得る場合、あるいは緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合等については、養護者の負担を軽減する観点から、積極的に当該措置の利用を検討する必要があります。

② 居室の確保策

障害者虐待防止法第14条第2項に規定する「居室を確保するための措置」としては、市町村独自に短期入所にするための居室を確保して対応する方法も考えられますが、地域によって居室の空き状況等が異なることから、各自治

体の状況に応じた工夫がなされることが期待されます。

居室の確保に当たっては、地域生活支援促進事業の障害者虐待防止対策支援も活用できます。

また、平成30年度障害福祉サービス報酬改定において、短期入所では、緊急時に受入れを行った場合、「緊急」という局面を勘案し、期間を区切った上で、特例的に加算をするともに(「定員超過特例加算」)、その間は定員超過利用減算を適用しないこととしています。さらに「緊急短期入所受入加算」についても、利用開始日のみだった加算を7日間(やむを得ない事情がある場合は14日間)まで広げており、こうした加算を活用することも可能です。

③ 継続的な関わり

障害者が短期入所している間も、支援担当者は障害者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望等を把握しながらケース会議を通じて支援のための計画を作成する等して、適切な相談、助言等の支援を行うことが必要です。

(9) 成年後見制度等の活用

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求(以下「市町村長申立」といいます。)を行うことが定められています(第9条第3項)。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し支援するために有効ですが、制度の利用は十分とはいえませんでした。こうした点を踏まえ、障害者虐待防止法には、国や地方公共団体が成年後見制度の周知や制度利用に当たっての経済的負担の軽減措置を図ることも規定されています(第44条)。

また、平成24年4月から、市町村における地域生活支援事業で成年後見制度利用支援事業が必須事業化されました。

市町村窓口又は基幹相談支援センターは、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげる必要があります。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度等本人の事情に応じて適切に制度を選び、審判の申立てを行います。

なお、法定後見の申立ては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、市町村長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りる取扱いとしています。

さらに、平成25年4月からは、同じく市町村における地域生活支援事業で成年後見制度法人後見支援事業が必須化されました。成年後見制度における後見

(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されています（第16条第1項）。これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。また、虐待を受けた障害者は市町村に届け出ることができることとされています（第16条第2項）。

イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合等

障害者が利用している障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が異なる場合の虐待事案では、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行います。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県等と協力して行うこととなりますので、当該都道府県等にも速やかに連絡を入れる必要があります。

なお、障害者福祉施設等の所在地と当該支給決定を行った市町村が遠方の他県である場合等は、支給決定を行った市町村が速やかに障害者の安全確認や事実確認を行うことが困難な事態も考えられます。その場合は、障害者福祉施設等が所在する市町村が通報等を受け付け、当該施設所在地の都道府県等が支給決定市町村に代わり障害者の安全確認や事実確認を行うことも考えられます。支給決定を行った市町村も当該施設所在地の都道府県等に対し、障害者の支給決定状況等の情報提供を含め積極的に協力するなど、通報を受けた市町村、障害者福祉施設等の所在地の都道府県、支給決定をした市町村が連携し、速やかに障害者の安全確認、事実確認を行うことができよう適切に対応します。

障害者福祉施設等で虐待を受けたと思われる障害者の支給決定市町村が複数ある場合、各市町村が障害者の安全確認、事実確認等を行うこととなります。その場合は、都道府県障害者権利擁護センターが、障害者虐待防止法に定める市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整等を行うこととなります。

ウ 通報等の受付時の対応

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する通報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市町村職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当する

【別表】社会福祉法・障害者総合支援法による権限規定

第56条第1項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
第56条第4項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する勧告
第56条第5項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表
第56条第6項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかつた社会福祉法人に対する措置命令
第56条第7項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員の解職勧告
第56条第8項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
第57条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の事業停止命令
第71条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
第72条	都道府県知事	社会福祉事業を営む者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

第10条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であつた者に対する報告徴収、立入検査等
第11条第2項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
第48条第1項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であつた者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であつた者に対する報告徴収、立入検査等
第48条第3項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入調査等

イの虐待事案においては、虐待問題の第三者検証委員会が設置され、その報告書の中で行政のチェック体制についてP91「Ⅲ(4)都道府県による事実の確認」のような指摘がされています。

ウ 職員2人に罰金30万円の略式命令判決 証拠隠滅の罪で

障害者支援施設で、入所者の男性が重傷を負い、職員ら2人が傷害容疑で逮捕された事件で、検察は暴行の内部調査書類を処分したとして、同法人職員2名を証拠隠滅罪で簡易裁判所に略式起訴した。簡易裁判所は2人にそれぞれ罰金30万円の略式命令を出した。起訴状によると、暴行事件の調査を担当した2人は共謀し、施設の事務室内で、暴行の目撃証言が記載された書面などをシュレッダーで廃棄し、証拠を隠滅したとされる。

(その後、暴行に関与した2名は懲役2年4ヶ月(執行猶予4年)、懲役2年(執行猶予4年)の有罪判決を受けた。また、法人の理事長は一連の騒動の責任を取り、辞任した。)

(8) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)することとされています(第20条)。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における障害者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とすることを目的として公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではないとされています(ただし、障害者虐待等により、障害福祉サービス事業所としての指定取消が行われた場合には、障害者総合支援法に基づきその旨を公示します。)。こうした点に留意しつつ、運用することが必要です。

公表の対象となるのは市町村・都道府県が事実確認を行った結果、実際に障害者虐待が行われていたと認められた事案です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ① 市町村による事実確認の結果、障害者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事案
- ② 市町村及び都道府県が共同で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事案
- ③ 市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事案

上記の事案を対象とし、厚生労働省令で定める項目について集計した上で、公

ついて権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

④ 身体拘束廃止未実施減算の創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5単位/日

※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第172号)

(身体拘束等の禁止)

第48条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第171号)」にも同様の規定あり。

言を覆した。さらに、詳しく事情を聴くと、施設長は「もう1つ報告があったことを思い出した」として、職員4人が虐待をしたとの報告があったと証言。このうち2人が暴行したと判断し、口頭注意したことを認めた。その後、施設長は上司に「不適切な支援はなかった」と事実と異なる報告をした。

※ その後、暴行した職員は傷害致死容疑で逮捕された。また、行政の調査により10年間で15人の職員が23人の入所者に対して虐待を行っていたことを確認。県は、施設長、理事長等が法人、施設の運営に関与しないことを含む改善勧告を出し、体制の刷新、関係者の処分が行われた。

○職員2人に罰金30万円の略式命令判決 証拠隠滅の罪で

障害者支援施設で、入所者の男性が重傷を負い、職員ら2人が傷害容疑で逮捕された事件で、検察は暴行の内部調査書類を処分したとして、同法人職員2名を証拠隠滅罪で簡裁に略式起訴した。簡裁は2人にそれぞれ罰金30万円の略式命令を出した。起訴状によると、暴行事件の調査を担当した2人は共謀し、施設の事務室内で、暴行の目撃証言が記載された書面などをシュレッダーで廃棄し、証拠を隠滅したとされる。

※ その後、暴行に関与した2名は懲役2年4ヶ月（執行猶予4年）、懲役2年（執行猶予4年）の有罪判決を受けた。また、法人の理事長は一連の騒動の責任を取り、辞任した。

これらの深刻な障害者虐待は、虐待を行った職員個人の問題はもちろん、設置者、管理者が虐待行為を知らずに通報しなかったばかりか、隠蔽しようとした疑いさえある組織全体の問題が背景にあります。これからの事件から得られた教訓を、これからの障害者虐待防止に生かすことが求められています。

II 障害者虐待防止法の概要

1. 「障害者虐待」の定義

(1) 障害者の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相応な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

(2) 「障害者虐待」に該当する場合

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を特に「障害者虐待」と定めています（第2条第2項）。

「養護者」とは、障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等のことです。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他のその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のことです。

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害者福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」といいます。）に係る業務に従事する者のことです。具体的には、次の施設・事業が該当します。

障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き

平成30年6月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

変更箇所のみ抜粋

全体は厚生労働省HPの下記URLに掲載

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyoku/hokokushibu/0000211204.pdf>

○障害者福祉施設

障害者支援施設、のぞみの園
障害福祉サービス事業等

○障害福祉サービス事業等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、就労定着支援、及び共同生活援助、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを営む事業、福祉ホームを営む事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

これらの事業に従事する人たちが、次の行為を行った場合を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義しています。(第2条第7項)

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、児童福祉施設が適用されます。ただし、18歳以上で、障害者総合支援法による給付を受けながら児童福祉施設に入所している場合は、障害者虐待防止法が適用されます。

また、法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と規定され上記の「障害者福祉施設従事者等」のみならず、幅広く全ての人が障害者を虐待してはならないことを定めています。

なお、障害者虐待防止法に関する一般的な内容は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」(平成30年6月・厚生労働省)を参照してください。

3. 虐待行為に対する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。例えば、

- ① 身体的虐待：刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制わいせつ罪、第178条強制わいせつ罪、第223条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
- ③ 心理的虐待：刑法第218条保護責任者遺棄罪
- ④ 放棄・放置：刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪
- ⑤ 経済的虐待：刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当する場合があります。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。虐待行為の具体的な例を(表-1)に挙げます。

なお、「刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)」が平成29年7月に施行されました。従来は、「姦淫(性交)のみが「強姦罪」の処罰の対象とされていましたが、この改正により、罪名を「強姦罪」から「強制性交等罪」とし、性交だけでなく、口膣性交や肛門性交(以下「性交等」という。)についても、同じ罪として処罰することとされました。また、従来は、被害者が女性に限られていたところ、被害者の性別を問われないこととされ、男性が男性に対して性交等をすることも「強制性交等罪」として処罰することとされました。併せて、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げる改正が行われています。

また、この「強制性交等罪」を告発する改正が行われています。また、この「強制性交等罪」については、被害のあったご本人にとつて、告訴することが精神的負担になる場合があることを踏まえ、その負担を軽減するため、「非親告罪」(告訴がなくても起訴できる犯罪)とされたところです。

(表-1)

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を蹴りついたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。 【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど ・打撲させる ・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等)
性的虐待	性的行為やそれを見極める必要があること(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)。 【具体的な例】 ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる ・更衣やトイレ等の場面のぞいたり映像や画像を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども救済する ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない ・必要な福祉サービスを受けさせない ・制限する ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいははたまた等して)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金額の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する ・日常生活に必要な金額を渡さない、使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

【参考】障害者虐待防止マニュアル「NPO法人PandA-J」を参考に作成

告・命令、指定の取消し等の処分が行われることがあります（P44～P47）。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置、その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第20条）。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況を定期的に的確に把握し、各都道府県において、公表することによりこれらへの施設等に対する制約を与え、これを目的とするものではありません（ただし、障害者虐待等により、障害者福祉施設・障害福祉サービス事業所としての指定取消しが行われた場合には、障害者総合支援法に基づきその旨を公示します）。

○都道府県知事が公表する項目

- 一 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況
- 二 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置
- 三 虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 四 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

なお、自治体によっては、障害者虐待防止法に基づく公表事項以外にも、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に対する指導等を適宜公表する場合があります。

VI 虐待を受けた障害者の保護に対する協力について

1. 居室の確保に関する協力

養護者による障害者虐待や、住み込みで働いていた会社で使用者による障害者虐待を受けた場合等で、放置しておくことと障害者の生命や身体に重大な危険を招くおそれがある場合と判断された場合、市町村は、虐待を受けた障害者を保護するため、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）や、やむを得ない事由による措置（短期入所、施設入所等）により、養護者等から分離することができ、市町村から施設に対して緊急的な受入れを要請することになります。知的障害者福祉法第21条及び身体障害者福祉法第18条の2において、やむを得ない事由による措置により委託を受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではいけません（知的障害者福祉法第21条、身体障害者福祉法第18条の2）。施設としても受入について最大限の協力が求められます。

なお、災害等（虐待を含む）やむを得ない理由による場合は、定員超過による報酬の減算をうけることがないように、利用者数の算定から除外するものとされています。

また、平成30年度障害福祉サービス報酬改定において、短期入所では、緊急時に受入れを行った場合、「緊急」という局面を勘案し、期間を区切った上で、特例的に加算をしています。さらに「定員超過特別加算」、その間は定員超過利用減算を適用しないこととしています。さらに「緊急短期入所受入加算」についても、利用開始日のみだった加算を7日間（やむを得ない事情がある場合は14日間）まで広げており、こうした加算を活用することも可能です。

よって行政の事実確認調査にながたつたものが少なくありません。
その結果、虐待を防げなかった役職員を法人や障害者福祉施設等の運営に関与させないとする行政指導が行われ、役職員の刷新が求められる場合があります。

2. 立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則

障害者総合支援法では、市町村、都道府県が同法に基づく職務権限で立ち入り調査を行った場合に、虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出、虚偽の答弁等を行った者を30万円以下の罰金に処すことができます（障害者総合支援法第110条、第111条）。報道の事案では、警察が虐待を行った職員を傷害、暴行の容疑で地方検察庁に書類送検し、併せて行政の立ち入り調査に対し、虐待をしていないと虚偽答弁をしたとして、職員を障害者総合支援法違反容疑でも送検したとされています。

また、障害福祉サービス事業所で発生した暴行事件の目撃証言が記載された書面などを証拠として廃棄し、証拠を隠滅したとして法人職員が逮捕され、証拠隠滅罪で罰金30万円、略式命令を受けたという事案もあります。

これらの深刻な虐待に至ってしまった事案について、もし、虐待に気付いた段階で適切に通報することができなければ、行政による事実確認と指導等を通じて、その後の虐待の再発防止に取り組むことができ、取り返しがつかないような事態には至らなかつたのではないかと考えられます。

障害者福祉施設従事者等における障害者虐待が起きてしまった場合の対応の基本となるのは、「隠さない」「嘘をつかない」という誠実な対応を管理者等が日頃から行うことであると云えます。

3. 虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解

知的障害等言葉によるコミュニケーションを行うことが難しい人は、多くの場合職員から行われた行為を説明することができないうえ、仮に虐待を受けた場合でも、そのことを第三者に説明したり、訴えたりすることができません。また、入所施設で生活した経験のある障害者の中には、「いつも、職員の顔色を見て生活していた。例えば、食事や排せつに介助が必要な場合、それを頼んだ時に職員が気持ちよくやってくれるのか、不機嫌にしかやってくれないのか、いつも職員の感情を推し量りながら頼んでいた。」という人もいます。

さらに、サービスを利用している障害者の家族も、「お世話になった」という意識から、障害者福祉施設等に不信を感じた場合でも、「これを言ったら、深い深い家族と思われないうるか。それぐらうなら我慢しよう」と、障害者福祉施設等の職員に対して、思っていることを自由に言えない立場に置かれていることが考えられます。障害者福祉施設等の管理者や職員は、自身が行うサービスによって、利用者である障害者や家族にこのような意識を働かせていることを常に自覚し、虐待の防止に取り組む必要があります。

そのため、法人の理事長、障害者福祉施設等の管理者には、障害者福祉施設等が障害者の人権を擁護する拠点であるという高い意識と、そのための風通しの良い開かれた運営姿勢、職員と共に質の高い支援に取り組み体制づくりが求められます。障害者虐待防止法第15条においても、障害者福祉施設等の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、職員の研修の実施、利用者やその家族からの苦情解決のための体制整備、その他の障害者虐待の防止のための措置を講じることと規定されており、法人や障害者福祉施設等の支援理念を明確に掲げ、虐待防止責任者、組織（虐待防止のための委員会）、防止ツール（マニュアル、チェックリスト等）の整備に具体的に取り組みが重要となります。人権意識は、リーダーである管理者のゆるぎない意識と姿勢により組織としても醸成されるものです。

また、障害者虐待の防止を考える上で、障害者福祉施設等の職員は、障害者やその家族が置かれている立場を理解する必要があります。人権意識や支援技術の向上という職員一人ひとりの努力とともに、組織として、安心、安全な質の高い支援を提供する姿勢を示さなければなりません。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成18年10月31日法律第103号厚生労働省令第11号「障害者福祉法」）に基づき、障害者福祉サービス等及び標準費当額算定サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（抜粋）

第1条（略）

1. 通則（11）～（6）（略）

（7） 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定については（①～⑤）（略）

⑥ 利用者数の算定に当たっては、次の（一）から（四）までに該当する利用者を除くことができるものとする。

（一） 計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点以下を切り上げるものとする。

（二） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第288号）第18条第1項、若しくは第2項、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6の規定により市町村が行った措置に係る利用者を受け入れる場合（略）

（三） 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者（略）

（四） （略）

2. 介護給付費（11）～（6）（略）

（7） 短期入所サービス費（①～⑧）（略）

⑨ 緊急短期入所受入加算の取扱いについて

（一） 報酬告示第7の9のイの緊急短期入所受入加算（1）については、以下のとおり取り扱うこととする。（ア～エ）（略）

ア 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とする。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の想定を超え長期に及んだことにより在室への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機動的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。

⑩ 定員超過特別加算の取扱いについて

報酬告示第7の10の定員超過特別加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

（一） 緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行う場合には、利用者全員につき算定可能とする。

（二） ～（四）（略）

2. 保護された障害者への対応

虐待による養護者等からの分離、保護を受けた障害者は、虐待によって心身の不調を抱えたり、急な分離と初めての環境への不安や緊張を感じて入所してきます。自分が置かれている状況が理解できない場合、不安や緊張がさらに高まるとなり、不眠になったりといった症状が現れる場合もあります。障害者福祉施設等の職員は、保護された障害者が置かれている状況を理解し、受容的に関わり、不安や緊張を和らげるよう対応することが求められます。保護されて入所してくる障害者については、自宅でのように過ごしていたか、好きな活動は何か等、支援をする上で必要とされる情報が少ない場合があると思います。勤務している職員同士で情報交換や申し送りを行い、一日でも早く安定した生活を送ることができるような対応を心掛けることが必要となります。

Ⅷ 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

1. 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取組といえます。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等にに応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等にに応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

（2） やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要がある。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となります。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議による身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要となります。

③ 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」では、以下のように定められているため、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反に問われる場合があります。

④ 身体拘束廃止未実施減算の創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が創設されました。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5単位/日

- ※ 療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型認知症見入所施設、医療型障害児入所施設 等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第48条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならぬ。
※「指定障害福祉サービス」の人員、設備、運営基準」にも同様の規定あり。

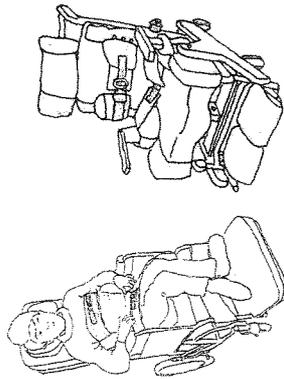
3. 座位保持装置等に付属するベルトやテーパーの使用

重度の肢体不自由者は、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車いすを医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても安楽に座位が取れるように椅子の形状やパッド等の配置が設計されている他、脊椎の側わんや関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーパーベルトが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーパーベルトは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されています。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーパーベルトについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではないため、目的に応じて適切に判断することが求められます。

ただし、座位保持装置等であっても、ベルトやテーパーをしたまま障害者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、座位保持装置等に付属するベルトやテーパーの使用であれば一律に身体拘束ではないと判断することも適当でないのは当然のことです。留意が必要です。

座位保持装置等を漫然と長時間使用することを防ぐためには、個別支援計画に座位保持装置等を使用する場面や目的、時間とともに、リクライニングによる体位変換やベッドや他の用具等に移乗して休息する時間についても記載し、長時間の同一姿勢による二次障害や褥瘡を計画的に防止することが必要です。



(座位保持装置等の例)

4. 身体拘束としての行動制限について

障害者支援施設等において、特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、噛みつく等の行為や自分自身の顔面を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面があると思われまふ。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があったとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判

○ 社会福祉法・障害者総合支援法による権限規定

第 56 条第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
第 56 条第 4 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する勧告
第 56 条第 5 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表
第 56 条第 6 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に対する措置命令
第 56 条第 7 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員解職勧告
第 56 条第 8 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
第 57 条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の事業停止命令
第 71 条	都道府県知事 市長	社会福祉施設に対する改善命令
第 72 条	都道府県知事 市長	社会福祉事業を営む者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

第 10 条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等 自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
第 11 条第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業員であった者に対する報告徴収、立入検査等
第 48 条第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入検査等
第 48 条第 3 項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入検査等
第 49 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
第 49 条第 2 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告

障害福祉サービス等情報公表制度の施行について

＜平成31年度東京都「障害福祉サービス等情報の公表」計画＞

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「障害者総合支援法等」という。）に基づき、「障害福祉サービス等情報の公表」計画を定めましたので公表します。

第1 目的

障害者総合支援法等の規定に基づき、障害福祉サービス等（第2の4に定めるものをいう。）の情報の受理、調査及び情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、計画を定める。

第2 報告に関する計画

- 1 計画の基準日
平成31年4月1日

2 計画の期間

平成31年（2019年）4月1日から令和2年（2020年）3月31日まで

3 報告の対象となる障害サービス事業者

障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者総合支援法施行規則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、次に掲げる事業者（以下「事業者」という。）とする。
・計画で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者
・災害その他京都府知事に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。
・新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、事業所の指定を受けたときに報告の対象となる。

4 報告の対象となる障害福祉サービス等

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

- ① 指定重度介護
 - ② 指定重度訪問介護
 - ③ 指定同行援護
 - ④ 指定行動援護
 - ⑤ 指定療養介護
 - ⑥ 指定生活介護
 - ⑦ 指定短期入所
 - ⑧ 指定重度障害者等包括支援
 - ⑨ 指定施設入所支援
 - ⑩ 指定自立訓練
 - ⑪ 指定就労移行支援
 - ⑫ 指定就労継続支援
 - ⑬ 指定就労定着支援
 - ⑭ 指定自立生活援助
 - ⑮ 指定共同生活援助
- (2) 指定地域相談支援
- ① 指定地域移行支援
 - ② 指定地域定着支援

- (3) 指定計画相談支援
 - (4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）
 - ① 指定児童発達支援
 - ② 指定児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）
 - ③ 指定医療型児童発達支援
 - ④ 指定放課後等デイサービス
 - ⑤ 指定居宅訪問型児童発達支援
 - ⑥ 指定保育所等訪問支援
 - ⑦ 指定障害児相談支援
 - (6) 指定入所支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）
 - ① 指定福祉型障害児入所施設
 - ② 指定医療型障害児入所施設
- 5 報告の方法その他報告の実施に関する事項
- (1) 報告の方法
事業者は、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じ京都府知事へ報告することとする。
（公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合は、文書等による報告も可。）

(2) 報告の時期

事業者は、独立行政法人福祉医療機構からID、パスワードの送付があった日から次の期限までに、報告を行うこととする。

(3) 報告の期限

平成31年4月1日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、事業者指定を受けた日から2箇月以内とする。

(4) 公表の時期

新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告後1箇月以内

(5) 障害福祉サービス等情報の更新の取扱い

- ・事業者は、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ及びメールアドレスの修正又は変更があった場合、公表システムで速やかに変更を行うこと。
（公表システムで更新が可能な場合は修正又は変更のあったときに、京都府知事に報告を行うこととする。）
 - ・上記以外の情報については、年1回の定期的な公表システムでの変更で足りることとするが、変更時に随時公表システムでの変更を行っても差し支えない。
- (6) 是正命令を受けた事業者に係る障害福祉サービス等情報の取扱い
事業者は、京都府知事から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた事業者に係る障害福祉サービス等情報について、京都府知事の指示により、調査又は公表を行うこと。

変更届等の取扱いについて

変更届等の取扱について

※各届出書については、指定申請と同じ窓口提出してください。
(別掲一覧表「事業者指定等の受付窓口」参照)

1 指定に係る変更届について

- (1) 必要書類
- ・変更届出書 (様式第2号)
 - ・変更内容がわかる添付書類 (「別紙」変更届に必要な書類 参照)
- (2) 届出期日
- 原則、変更日から10日以内に提出してください。(法第46条)
 - 変更事項が生じてから10日を超えて提出される場合は、遅延理由書兼誓約書 (別紙参考様式) を提出してください。

(3) 特例的な取扱い

- ① 指定基準の確認を要する変更
- 指定基準の適合性について判断を要する変更事項 (利用定員、面積要件を伴う事業の実施場所の変更等) については、事前に協議を受け現地調査等を行う必要があります。この場合、現地調査等により要件が確認できるまでは、届出の受付が行えませんが、且程的取扱いにより、事前協議を行ってください。

② 経微な変更

人員基準に抵触しない従業員の交代については、毎年4月1日の状況を4月10日までに届け出ることをもって差し支えないものとします。この場合、前年度に従業員の交代が複数回あったとしても、前年度途中の交代については省略できるものとします。

ただし、介護給付費等算定の変更を伴う従業員の変更の場合には、その変更が生じた時に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要です。

2 指定に係る変更申請について (種類：障害者職業支援法第3.7条第1項及び第3.9条第1項)

下記のいずれかに該当する場合、「変更届」の様式を用いて届出を行うのではなく、「指定(変更・更新)申請書(様式第1号)」を用いて申請を行ってください。

- ① 生活介護、就労継続支援A・B型および施設入所支援にかかると定員の増を行う場合
 - ② 障害者支援施設における障害福祉サービスの種類 (生活介護、就労継続支援A・B型 (旧法施設から移行した場合のみ)) を追加する場合及び定員の増を行う場合
- また、申請の際は、「指定(変更・更新)申請書(様式第1号)」の他、次の書類を添付の上、申請を行ってください。
- ① の場合
- ・付表、・従業員等の勤務体制及び勤務形態一覧表、・建物の構造概要及び平面図、
 - ・運営規程、・介護給付費等算定に係る体制届出書 (*変更が生じる場合のみ)
- ② の場合
- ① の添付書類 + [・組織体制図、・設備・備品等一覧表、・指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由 (*該当する場合のみ)、・事業計画書及び収支予算書 (当該申請にかかるサービス分のみ)]

2 廃止・休止・再開に係る届出書について

- (1) 必要書類
- ・廃止・休止・再開届出書 (様式第3号)
 - (※廃止または休止のとき)
 - ・既にサービスを受けていた利用者に対する措置につき記入してください。
 - ・休止の場合、休止予定期間も記入してください。

(2) 届出期日

- ① 廃止または休止のとき
廃止・休止日の1月前までに提出してください。
- ② 再開のとき
※新規の指定に準じて扱うことになるため、事前に協議が必要です。

3 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について

- (1) 必要書類 (「加算等」について体制の届出が必要なサービス参照)
- ・介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 (様式第5号)
 - ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 (別紙1)
 - ・従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (別紙2)
 - ・各加算に係る届出書 (別紙 1-1 ~ 26、処遇改善 (特別) 加算に係る様式等)
 - ・その他必要な添付書類

(2) 届出期日 (算定の開始時期)

届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始する。

ただし、処遇改善 (特別) 加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに、届出が必要。

なお、31年度10月に報酬改定が予定されており、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の届出の提出期限は、別途設定される可能性があります。別途設定された提出期限等については「WAM NET 京都府センター」に掲載します。

4 報酬算定に伴う届出書について

各施設・事業所において各年度サービス提供について報酬を算定するにあたっては、下記のとおり届出が必要です。

(1) 届出の種類及び対象施設等

届出の種類	自立支援法		届出が必要な場合
	日中	入所	
① 食事の提供及び居住に要する費用に係る徴収額の届出	-	○	補足給付を算定する場合 (届出様式1)
② 利用日数に係る特例の適用を受けるとする届出	○	-	特例の適用を受けるとする届出 (届出様式2)

受付番号

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設
指定一般相談支援事業所

年 月 日

東京都知事 様

申請者
(設置者) 所在地
名称 代表者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業所に係る指定(変更・更新)を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

印

(別紙) 変更届に必要な書類

Table with 4 columns: 変更事項 (Change Items), 添付書類 (Attachments), 備考 (Remarks), and 備考 (Notes). Rows include details on business regulations, facility plans, staff management, and application procedures.

※指定基準の適合性について判断を要する変更事項(利用定員、面積要件を伴う事業の実施場所の変更等)については、届出前に十分な日程的余裕をもって、事前協議を行ってください。

Application form grid with multiple rows and columns for applicant information, facility details, and administrative data.

- 備考 1 「受付番号」欄には、記載しないでください。
2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。
3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「同一所在地において行う事業等の種別」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種別を記載してください。
5 「事業所番号」欄には、東京都において既に事業所に指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、通直様式を修正して、その全てを記載してください。

加算等について体制の届出が必要なサービス一覧

区分	サービス種別	必要様式	加算等
共通	介護給付費等算定に係る体相等に関する届出書	特式第5号	相
	介護給付費等の算定に係る体制等一覧表	別紙1	自立生活援助
	介護給付費等の算定に係る体制等一覧表	別紙2	就労継続支援B型
	福祉・介護職員加算改善加算対象	別紙3	就労継続支援A型
	福祉・介護職員加算改善特別加算対象	別紙4	就労移行支援（養成施設）
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象（10月～）	別紙5	就労移行支援
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象（10月～）	別紙6	宿泊型自立訓練
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象（10月～）	別紙7	自立訓練（生活訓練）
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象（10月～）	別紙8	自立訓練（機能訓練）
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算対象（10月～）	別紙9	高齢者生活支援
地域	特定事業所加算	別紙10	共同生活援助（グループホーム）
	人員配置体制加算	別紙11	重度障害者等包括支援
	福祉専門職員配置加算	別紙12	短期入所
	看護士配置加算	別紙13	生活介護
	介護士配置加算	別紙14	療養介護
	介護士配置加算	別紙15	行動支援
	介護士配置加算	別紙16	同行支援
	介護士配置加算	別紙17	重度訪問介護
	介護士配置加算	別紙18	住宅介護
	介護士配置加算	別紙19	その他
その他	地域生活支援特別加算	別紙20	相
	地域生活支援特別加算	別紙21	自立生活援助
	地域生活支援特別加算	別紙22	就労継続支援B型
	地域生活支援特別加算	別紙23	就労継続支援A型
	地域生活支援特別加算	別紙24	就労移行支援（養成施設）
	地域生活支援特別加算	別紙25	就労移行支援
	地域生活支援特別加算	別紙26	宿泊型自立訓練
	地域生活支援特別加算	別紙27	自立訓練（生活訓練）
	地域生活支援特別加算	別紙28	自立訓練（機能訓練）
	地域生活支援特別加算	別紙29	高齢者生活支援
加算	特定事業所加算	別紙30	共同生活援助（グループホーム）
	人員配置体制加算	別紙31	重度障害者等包括支援
	福祉専門職員配置加算	別紙32	短期入所
	看護士配置加算	別紙33	生活介護
	介護士配置加算	別紙34	療養介護
	介護士配置加算	別紙35	行動支援
	介護士配置加算	別紙36	同行支援
	介護士配置加算	別紙37	重度訪問介護
	介護士配置加算	別紙38	住宅介護
	介護士配置加算	別紙39	その他
本	特定事業所加算	別紙40	相
	人員配置体制加算	別紙41	自立生活援助
	福祉専門職員配置加算	別紙42	就労継続支援B型
	看護士配置加算	別紙43	就労継続支援A型
	介護士配置加算	別紙44	就労移行支援（養成施設）
	介護士配置加算	別紙45	就労移行支援
	介護士配置加算	別紙46	宿泊型自立訓練
	介護士配置加算	別紙47	自立訓練（生活訓練）
	介護士配置加算	別紙48	自立訓練（機能訓練）
	介護士配置加算	別紙49	高齢者生活支援

遅延理由書兼誓約書

(参考様式)

令和年月日（変更内容）に変更があったので、
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条の規定により10
 日以内に届出なければいけないところ、（遅延理由）
 のため今日まで遅延いたしました。

今後、このような法令違反が二度とないようにするとともに、障害者の日常生活及び社
 会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業を実施するにあたり、同法律及びそ
 の他の法令を遵守し、関係各機関の指導、助言に従うことを誓約します。

令和年月日

京都府知事
 広域振興局長

様

事業者（施設の設置者）
 住所（所在地）

氏名
 （法人名及び代表者氏名）

印

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算に係る実績報告について（平成29年度実績分）

【対象：京都市を除く府内市町村に所在する障害福祉サービス等事業者】

平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組として、「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」が創設されました。
平成29年度に福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定された事業者は、どのような賃金改善を実施したかなどについて報告していただく必要があります。
つきましては、下記にご意の上、必要書類を提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出先（別紙提出窓口一覧参照）

- ・ 障害児入所支援：京都府健康福祉部障害者支援課
- ・ 障害児通所支援又は障害福祉サービス等：事業所所在地を所管する保健所（加算体制届の提出先と同様、それぞれの窓口へ提出してください。）
- ※ 複数事業所のうち、一部が京都市内に所在する場合は、別途京都市に提出する必要があります。詳細は、京都市障害福祉推進室ホームページをご確認ください。

2. 提出書類

- (1) 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式3）
- (2) 添付書類
 - ① 添付書類1（別紙様式3-1）：福祉・介護職員処遇改善実績報告書（事業所等一覧表）
 - ② 添付書類2（別紙様式3-2）：福祉・介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）
 - ③ 添付書類3（別紙様式3-3）：福祉・介護職員処遇改善実績報告書（市町村一覧表）
- ※ その他、賃金改善所要額については、積算の根拠となる資料を添付してください。（任意様式で可）
- ※ 添付書類②、③の提出については、次に該当する場合、提出をお願いします。
 - ②…複数の事業所が都道府県を跨る場合
 - ③…複数の事業所が京都市内に跨る場合
- ※ 平成29年度は福祉・介護職員処遇改善加算が改訂されていますので、計画書・報告書は様式が異なっております。

3. 提出期限等

- (1) 提出期限 平成30年7月31日（火）消印有効
 - ※ 平成29年度中に事業所を廃止又は休止した場合は、福祉・介護職員処遇改善計画書における賃金改善実施期間に関わらず、平成29年度分として上記期限での提出が必要です。
- (2) 提出方法 提出窓口への持参又は郵送
 - ※ 本報告書の提出に対し、京都府から受理通知等は発行いたしません。受理確認が必要な場合は、控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

(抄)

○日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について（平成18年9月28日障障発第0928001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

(変更点は下線部)

改正後
障障発第0928001号 平成18年9月28日 一部改正 障障発 0330 第1号 平成24年3月30日
各 都道府県障害保健福祉主管部(局)長 殿
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長
日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について
平成18年4月から利用実績払い(日額報酬)を導入したことに伴い、通所による指定施設支援の利用日数については、原則として、各月の日数から8日を控除した日数(以下「原則の日数」という。)を限度として利用することとしているところであり、その支給決定の取扱いについては、別途お知らせしているところであるが、原則の日数を超えて利用する場合の事務処理等については、下記により取り扱うこととし、平成18年10月から適用することとするので、ご丁知の上、貴管内市町村及び関係機関等に周知願いたい。
記
1 対象サービス 支給量の決定について「原則の日数」を上限とする対象サービスについては、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)(以下「日中活動サービス等」という。)とする。
なお、複数の日中活動サービス等を組み合わせて支給決定する場合には、当該複数の日中活動サービス等の支給量の合計が「原則の日数」以下である必要があること。
2 利用日数の原則と例外 (1) 原則 一人の障害者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、「原則の日数」

を基本とするものとする。

(2) 例外

- ① 日中活動サービスマ等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間(以下、「対象期間」という。))において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。
- ② 平成18年3月現在、既に支援費制度において、恒常的に週6日の利用など、「原則の日数」を超えて利用している場合については、平成19年3月末日までは「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。
- ③ 上記①及び②に該当しない場合であっても、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援が必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて利用することができるものとする。

3 事務処理について

(1) 上記2の(2)の例外の①の場合

① 日中活動サービスマ等の事業者等における事務

ア 必要性の見込み

日中活動サービスマ等の事業者等においては、年間事業計画等を踏まえ、「原則の日数」を超える支援が必要となると判断した場合には、都道府県知事に届出を行うこと。

イ 届出の内容

(ア) 届出対象となるサービス

平成18年10月1日以降、「原則の日数」を超えて支援を行う必要がある日中活動サービスマ等

(イ) 届出が必要な事項

- ・ 対象期間
- ・ 特例の適用を受けなければならない
- (ウ) 届出方法

届出は年1回とし、対象期間の前月末日までに届け出ること。

ただし、平成18年7月25日付事務連絡「通所施設を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」(以下、「平成18年7月25日付事務連絡」という。))に基づき、既に届出を行っている施設については再提出の必要はないこと。

また、対象期間を変更する必要がある場合には、変更届を提出すること。

なお、平成18年10月において、「原則の日数」を超える支援が必要となる日中活動サービスマ等の事業者等においては、11月10日までに、都道府県知事に提出した届出書の写しを市町村に提出することをもって、暫定的に10月において、「原則の日数」を超えて支援を行うことを可能とする取扱いとする。

ウ 利用者の利用日数の調整・管理

日中活動サービスマ等の事業者等においては、利用者との調整を図った上で、

利用者の利用日数の割振計画を作成し、利用日数に関して適切に管理すること。
エ 介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費及び特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の請求

介護給付費等の請求に当たっては、「原則の日数」の総和と対象期間の各月の利用日数がわかる書類を添付すること。

なお、対象期間の最初の月の介護給付費等の請求に当たっては、都道府県が交付した届出受理書の写しを添付すること。

② 都道府県における事務

都道府県においては、日中活動サービスマ等の事業者等から届出を受けた場合には、当該事業者等に対して届出受理書を交付すること。

③ 市町村における事務

市町村においては、日中活動サービスマ等の事業者等から介護給付費等の請求があった場合には、対象期間の利用日数の合計が対象期間の「原則の日数」の総和を超えていないことを確認すること。

なお、対象期間の「原則の日数」の総和を超えて請求があった場合には、超過日数分は報酬算定の対象外となることに留意すること。

(2) 上記2の(2)の例外の②の場合

市町村は、日中活動サービスマ等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む。)があった場合には、平成18年3月現在の利用状況を確認した上で、適当と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として平成19年3月末日までを有効期間とする支給決定を行うこと。

ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既に利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されている場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要な支給量を転記すること(新事業に移行すること(新事業に移行する場合は除く))。

(3) 上記2の(2)の例外の③の場合

市町村は、日中活動サービスマ等の利用日数の取扱いに関して、利用者から申請(変更申請を含む。)があった場合には、利用者の状態等に鑑み、「原則の日数」を超える支援が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超える支援が必要となる日数を支給量として支給決定を行うこと。

ただし、平成18年7月25日付事務連絡に基づき、既に利用者からの申し出があり、受給者証に必要な日数が記載されている場合には、新たな申請や支給決定を要さず、新障害福祉サービス受給者証に必要な支給量を転記すること(新事業に移行すること(新事業に移行する場合は除く))。

【別添資料】(略)

指定障害福祉サービス事業者等の指定更新について

障害者総合支援法の規定により、指定事業者等は6年毎に指定の更新を受ける必要があります。

については、京都府の更新手続きを下記のとおり、お知らせします。

記

- (1) 対象となる事業者
指定を受けた全ての指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所
- (2) 更新手続き
原則として、指定の有効期間満了日の2ヶ月前の該当月中において、更新申請の受付を実施します。
例) 平成25年12月1日指定日(平成31年11月30日指定期間満了)の場合
：更新申請の受付期間は平成31年9月1日～9月30日
- (3) 申請窓口(別添「障害福祉サービス事業者指定等の受付窓口」を参照ください)
京都市以外の事業者：管轄する保健所福祉室
※京都市内の事業者：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室にご確認ください

(4) 申請方法

指定更新に必要な書類を事業所所在地を所管する保健所に郵送してください。(ただし、収受印を押した控えが必要な場合は、申請書類のコピー及び返信用切手付の返信用封筒を同封してください。)。また、封筒には、「指定更新申請書在中」と明記してください。

(5) 申請書類

- ① 指定障害福祉サービス事業者等の指定更新に係る添付書類一覧
② 指定更新申請書(第1号様式)
③ 事業所の指定更新に係る記載事項(付表1～14)
④ 付表の添付書類※
→ 添付書類のうち、必ず提出が必要な書類
・ 誓約書(参考様式8)
⑤ 適正なサービス提供の確認書類
・ 実地指導の結果通知及び改善報告書の写し(直近のもの)
・ 第三者評価を受診している場合はその結果通知等の写し又は申込書(3年度以内に受診したものをすべてを添付)

- ※③：多機能型事業所は各付表と付表13を併せて提出すること。
※④：付表の添付書類(参考様式8を除く)については、現在届け出ている内容に変更がない場合は不要。
：誓約書の添付は、同時に複数サービスの申請を行う場合(指定満了日が同一の場合)については1部で構わない。
※⑤：「第三者評価」とは京都介護・福祉サービス第三者評価支援機構が実施するもの。
※⑥：添付書類については、現在届け出ている内容に変更がない場合は不要。

(6) 更新申請に当たっての注意事項

- ・ 同じ事業所番号の事業所でも、指定満了日ごとに更新申請書の作成が必要で、有効期間満了日までに申請がないと、更新指定は受けられません。
- ・ 以下に該当する事業者は指定更新を受けられません。

- ア) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者更新の資格要件に該当する事業者
イ) 京都府からの改善勧告に従わず、公表された事業者
ウ) 改善命令及び停止処分を受けた事業者。ただし指定更新時点までに改善がなされ、その後適正な運営が図られている事業者については、この限りではありません。

業務管理体制の整備の届出について

障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備の届出について

平成24年4月から、下記1に該当する指定障害福祉サービス事業者等（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）は法令を遵守するための体制の確保に係る責任者の選任、業務が法令に適合することを確保するための規程の整備などの「法令遵守等の業務管理体制の整備」が義務付けられています。

整備すべき項目については、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ定められており、指定障害福祉サービス事業者等はその内容を、関係行政機関に届け出る必要があります。

記

1 業務管理体制の整備の対象となる事業者

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）】

- (1) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設設置者
- (2) 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法】

- (1) 指定障害児通所支援事業者
- (2) 指定障害児入所施設設置者
- (3) 指定障害児相談支援事業者

※ それぞれの事業者ごとに届出が必要です。

※ すでに介護サービス（介護保険法）における届出を済ませている事業者についても、別途届出が必要です。

※ 地域生活支援事業（移動支援等）や基幹該当事業所は、対象外です。

2 業務管理体制の整備の内容

業務管理体制の整備の内容は、事業所等の数に応じて定められています。

対象となる指定障害福祉サービス事業者等	必要な業務管理体制の整備の内容
a. 全ての指定障害福祉サービス事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定事業者等の名称又は氏名 ・ 指定事業者等の主たる事務所の所在地 ・ 指定事業者等の代表者の氏名、生年月日、住所、職名 ・ 法令遵守責任者の氏名、生年月日
b. 事業所等の数が20以上の指定事業者等	a)に加え、法令遵守規程の概要
c. 事業所等の数が100以上の指定事業者等	a、bに加え、業務執行の状況の概要

※ 事業所数は、法律ごと、条文ごと、サービスごとに数えます。

※ 届出については、法律ごと、条文ごとに届出書を提出してください。

3 届出の種類

以下の区分に応じて、①新規届、②区分の変更に係る届出（以上第1号様式）、③変更届（第2号様式）が必要です。区分変更に係る届出は、「4 届出先」が変更になった場合の手続きです。

(1) 法律ごと、条文ごと

障害者総合支援法	根拠法令・条文	対象者	届出様式
障害者総合支援法	第51条の2	指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設設置者	【障害者関係】第1号様式 (変更の場合は第2号様式)
	第51条の31	指定一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者	
児童福祉法	第21条の5の25	指定障害児通所支援事業者	【障害児関係】第1号様式 (変更の場合は第2号様式)
	第24条の19の2	指定障害児入所施設設置者	
	第24条の38	指定障害児相談支援事業者	

(例) 府内の同一所在地に、障害福祉サービス事業所（短期入所事業所）及び一般相談支援事業所がある場合・・・様式第1号を京都府に2枚提出、事業所数は各1

(2) サービスごと

- ・ 事業所の数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。
- ・ 事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として数えます。
(例1) 同一の事業所が居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合…事業所数は2
(例2) 同一の事業所が児童発達支援と放課後等デイサービスの指定を受けている場合…事業所数は2
- ・ 多機能型事業所においても、サービス種別ごとに1事業所と数えます。
(例1) 生活介護と就労移行支援を行う一つの多機能型事業所の場合…事業所数は2
(例2) 児童発達支援と保育所等訪問支援を行う一つの多機能型事業所の場合…事業所数は2
- ・ 障害者支援施設が、施設入所支援、生活介護、自立訓練を提供する場合は、1事業所と数えます。
- ・ 一般相談支援事業所にかかる事業所数は、地域移行支援、地域定着支援のそれぞれで事業所数を数えます。
(例) 地域移行支援、地域定着支援のいずれの指定も受けている場合…事業所数は2
- ・ 従たる事業所（出張所等）は、本体事業所と合わせて1事業所と数えます。

(3) 変更届

- ア 区分の変更に係る届出（第1号様式）
4により、届出先が京都府から厚生労働省又は市町村に変わった場合は、新たな届出先の他、京都府にも届出が必要です。
- イ 変更届（第2号様式）
以下の届出内容を変更した場合、4の届出先に提出願います。
 - 1 事業者の名称及び法人の種類
 - 2 事業者の住所（主たる事務所の所在地）及び連絡先
 - 3 代表者の氏名及び生年月日
 - 4 代表者の職名及び住所
 - 5 事業所等の名称等及び所在地
 - 6 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
 - 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
 - 8 業務執行の状況の監査の方法の概要
- * 事業所等の指定や隣等により事業所等の数に変更が生じ、かつ、整備する業務管理体制（項目6～8）に変更があった場合に限り、届出が必要です。
(例) 1 事業所数が10から11に増えた場合（届出不要）
2 事業所数が19から20に増えた場合（新たに7に係る体制整備が必要なたため届出が必要）

4 届出先

届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、事業者（法人）の所在地ではありませんので御留意願います。法律ごと、条文ごとに届出を行う必要があります。

区分	届出先
(1) 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省（社会・援護局 障害保健福祉部企画課監査指導室） 市町村
(2) 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業を行う事業者であって、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所が1の市町村にのみ所在する事業者	
(3) 全ての事業所が京都市内に所在する事業所	京都市
(4) (1)及び(2)以外の事業者	京都府

<(3)の場合の京都府内の受付窓口>

(1) 事業所所在地が京都市内の場合

- ①障害者自立支援法に基づく届出：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
- ②児童福祉法に基づく届出：“

<(4)の場合の京都府内の受付窓口>

事業所所在地を所管する保健所（広域振興局健康福祉部）福祉室において、受付を行います。ただし、法人内に複数の事業所があり、事業所所在地が異なる場合は、以下のとおりとします。

【保健所の管轄がまたがる場合】

- ① 同一の振興局の場合：振興局内のいずれかの保健所福祉室
- ② 京都市内及び複数の広域振興局に所在する場合
：障害者自立支援法に基づく届出：京都府健康福祉部介護・地域福祉課
児童福祉法に基づく届出：障害者支援課

※ 本制度の詳細及び届出様式は、下記の京都府ホームページを御参照願います。
<http://www.pref.kyoto.jp/kaigo-jigyoku/1352966430756.html>